

平成 1 7 年改正における検討規定

労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）

附 則（平成 1 7 年法律第 1 0 8 号）（抄）

（検討）

第 1 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、
新労働安全衛生法の施行の状況を勘案し、必要があると認めると
きは、新労働安全衛生法の規定について検討を加え、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

* 平成 1 8 年 4 月 1 日施行